平成２２年（フ）第３３９７号
名古屋市天白区平針１丁目220番地　グランシャンブル原２―Ｃ号
債務者　池川　新也
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４２２号
名古屋市名東区高針３丁目203番地　ＫＡＴＯコーポ302号
債務者　三浦　裕子（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３６号
奈良県生駒市本町２番８号
債務者　佐藤　由香（旧姓村松）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１３７７号
札幌市西区西野７条８丁目９番13号
債務者　大槻　隆利
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９８０号
北海道江別市野幌住吉町11番地の８　エクセル住吉401号、申立時の住所札幌市西区発寒８条９丁目１番36号
債務者　富樫　幸治
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３２８号
札幌市北区麻生町６丁目10番４号　麻生ロイヤルＢ―２号
債務者　新山ともみ
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１８８号
札幌市豊平区月寒東１条13丁目１番15号　シャトー西川Ｂ―102号
債務者　勢藤　　優
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２２３号
札幌市手稲区前田８条11丁目２番30号、申立時の住所札幌市東区北21条東８丁目４番６号第７木村ハイツ２階208号
債務者　千葉　裕子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３３７号
札幌市東区北20条東１丁目２番８―201号
債務者　宮本　太郎
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３９１号
札幌市中央区南６条西18丁目２番19号　アクターフジ201号
債務者　熊谷弥彩子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３９９号
札幌市豊平区平岸４条７丁目11番13―201号
債務者　尾崎　治美（旧姓植松）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４０８号
北海道江別市新栄台36番地の24
債務者　門桝　一正
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４８９号
札幌市白石区南郷通７丁目南２番17号　アーリーハウス301号
債務者　佐藤　　学
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５０７号
札幌市白石区南郷通９丁目南３番１号　山本アパート
債務者　田家眞由美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５４８号
札幌市東区北17条東18丁目３番35号　ＰＬＡＺＡコスモス203号
債務者　種川枝里子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５５０号
札幌市北区新琴似５条７丁目６番14号　第１丸正ビル１号
債務者　谷内田純子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５７７号
札幌市北区百合が原９丁目７番１号　たんぽぽハイツＡ―102号
債務者　岡田　一男
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部